

下 野 庭 町 内 会 規 約

港南区長認可（令和元年 6月 3日）

下野庭町内会

下野庭町内会規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は下野庭町内会（以下「本会」という）と称し、事務所を下野庭町内会館（横浜市港南区野庭町170番地）内に置く。

(区 域)

第 2 条 本会の区域は、横浜市港南区の下記区域とする。

野庭町…25番地から40番地まで、50番地から108番地まで、124番地から194番地まで、202番地から299番地まで、332番地から336番地まで、394番地から397番地まで、410番地から481番地まで、516番地から603番地まで、638番地から643-3番地まで、676番地から716番地まで、756番地から842番地まで、845番地から861番地まで、937番地から960番地まで、1264番地から1337番地まで、1527の15番地まで。日野2丁目…46番1号から15号まで、47番1号から48号まで、48番地1号から32号まで、49番1号から18号まで、50番1号から11号まで、51番1号から7号まで。上永谷町…4772番地から4775番地まで。上永谷1丁目…8番15号から20号まで、23番10号から23号まで。丸山台1丁目…8番7号。丸山台2丁目…41番9号から30号まで、41番61号から69号まで。

(会 員)

3条 本会の会員は、第2条に定める区域内に住所を有する全ての個人とする。 (入会)

第 4 条 第2条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会を希望する者は、「町内会加入申込書」に会費を添えて会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込があつた場合は、正当な理由がない限り拒むことは出来ない。

(脱会等)

第 5 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、脱会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 6 条 本会は、会員の共同活動を通じ、会員相互の親睦を深め福祉を増進し、地域社会の向上発展を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員の意見・要望等の調整及びとりまとめ
- (2) 回覧板の回付等により会員相互の連絡及び情報の伝達
- (3) 「町内会館」の維持管理及び防犯灯、公園等共有施設の維持管理
- (4) 美化、防犯・交通・防災等区域内の環境整備
- (5) 夏祭り、運動会、敬老のお祝い等の実施により会員間の親睦を図る
- (6) 市政との協力及び連絡調整
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(専門部会)

第 7 条 本会の事業を円滑に遂行するため、次の専門部会を置く。

- (1) 体育部 (2) 女性部 (3) 防火防犯部 (4) 百寿会
- (5) 子ども会 (6) 少年野球部 (7) 芸能保存会 (8) ひまあ〜る会
- 2 会長は状況に応じて、新たに専門部会を設置または既存の専門部会を廃止することが出来る。

(組・組長)

第 8 条 各組とも組長を 1 名選出する。組長の選任は、世帯単位の輪番制を原則とする。

- 2 組長の任期は 1 ヶ年とする。但し、組内の事情等による再任は妨げない。

第 3 章 役 員

(役員の種別)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 会 計 1 名
- (4) 総 務 2 名 (5) 監 事 2 名 (6) その他役員若干名

(役員の選任)

第 10 条 会長以下役員の選任は、別に定める「役員選出規定」に基づいて選出し、総会の承認を得て選任する。

- 2 本会は、顧問及び相談役を置くことが出来る。顧問・相談役は、役員の議決により会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その会長の職務を代行する。
- 3 副会長 2 名のうち、1 名は文化関連事業を、他の 1 名は体育レク関連事業を、それぞれ計画から実施までを統括する。
- 4 会計は、会計事務を処理し、経理を担当する。
- 5 総務は、庶務一般及び広報等を担当する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めたときは、総会の招集を要求すること
- 7 役員の職務は、担当組の組長との連絡に当たる他、会長が別に定める「役員職務分担表」による職務、又本会運営上必要と認める会長の特命業務を担当する。

(役員の任期)

第 12 条 役員の任期は、2 ヶ年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補充する。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第 13 条 役員が規約に違反し、或いは役員として不適切な行為があったときは、役員会及び総会の議決により解任することが出来る。

第4章 会 議

(会 議)

第14条 本会は、次の会議を設ける。

- (1) 総会 (2) 役員会 (3) 組長会

(総 会)

第15条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の機能)

第16条 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約改廃に関する事項
- (4) 各部会の事業に関する事項
- (5) 役員改選及び会長を本会の代表に決定する事項
- (6) その他、役員会が必要と認めた事項

(総会の開催)

第17条 定期総会は、役員及び各部長並びに組長を以て構成し、毎年4月に開催する。

2 臨時総会は、全会員を以て構成し、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的を示して要求があったとき
- (3) 第11条第6項第4号の規定により監事から開催の要求があったとき

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定により要求があったときは、その要求があった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文章をもって通知しなければならない。

(会議の議長)

第19条 総会の議長は、会長が指名し、その総会に出席した会員の承認を得て選出する。

(総会の成立)

第20条 総会は、議決権を行使する会員（構成員）の過半数が出席したときに成立する。

(総会の議決)

第21条 総会の決議は、議決権を行使する出席者の過半数の賛成によって成立する。

可否同数の場合は議長がこれを決める。

(会員の表決権)

第22条 会員は、総会において次の事項については各々1個の表決権を有する。

- (1) 規約改廃
- (2) 資産の処分
- (3) 解散及び残余財産の処分

2 前項に規定される事項以外の表決については、会員の所属する世帯毎に1個の議決権を有し、世帯を代表する会員1人がこれを行使する。

(総会時の書面表決等)

第23条 止むを得ない理由により総会に出席出来ない会員は、予め通知された議案について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決に関する一切の権限を委任することが出来る。

- 2 前項の場合における第20条から第22条までの規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(役員会)

第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、月例開催並びに会長が必要に応じて随時招集する。

- 2 事業内容によっては、各部会長も構成員となることが出来る。また、必要に応じて会長は、顧問及び相談役に出席を要請することが出来る。

- 3 役員会では、本会の事業運営に係わる次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会に付議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない本会運営に必要な事項

(組長会)

第26条 組長会は、毎月1回会長が招集し、開催する。

(規約改廃)

第27条 この規約は、総会において出席者の過半数の議決を得、かつ、港南区長の認可を受けなければ変更することは出来ない。

第5章 会 計

(会 費)

第28条 本会の経費は、町内会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会員は、総会で定められた町内会費を納入しなければならない。

- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(活動費等)

第29条 役員は、無報酬とする。但し、用務のため活動し、費用が生じたときは実費精算とする。

- 2 前項の但し書きについては、役員以外の者で、会長が認める対外活動に参加した場合にも適用する。

第6章 資 産

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、別に定める「保有資産目録」に記載された資産とする。

- 2 資産の管理運営は、全ての会員が行うが、会を代表して役員会があたる。

(資産の処分)

第31条 前条第1項に掲げる資産を処分し又は担保に供する場合は、総会において3分の2以上の議決がなければならない。

(会館の運営)

第32条 本会の活動の拠点となる町内会館の適正かつ円滑な管理運営を図ることを目的に、別に細則として「下野庭町内会館運営規定」を制定する。

第7章 解 散

(解 散)

第33条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第34条 本会の解散の時に有する残余財産の処分は、総会において会員の4分の3以上の議決がなければならない。

第8章 雑 則

(細 則)

第35条 この規約を施行するにあたって、必要な細則は役員会の議決を経て会長が制定することが出来る。

2 細則（規定）を制定又は、改正もしくは廃止したときは、次の総会で報告しなければならない。

付 則

この規約は、昭和32年1月30日より施行する。

【規約改正履歴】

昭和45年1月31日	会費増額
昭和52年1月29日	会費増額
昭和53年1月29日	会計年度の変更
昭和56年4月26日	一部変更
昭和58年4月27日	一部条文挿入
昭和59年4月 8日	一部追加変更
昭和63年4月29日	一部追加変更
平成 9年4月27日	一部変更
平成19年4月29日	一部追加変更
平成21年4月29日	法人化申請による変更
平成21年7月29日	地縁団体認可に伴う一部追加変更
令和 元年6月 3日	一部変更